

第 2 3 回 議 会 運 営 委 員 会

と き 平成 3 0 年 1 0 月 1 7 日 (水)

午前 1 0 時

と ころ 第 1 委 員 会 室

付 議 事 項

- 1 市議会モニターからの意見について・・・資料 1、2
- 2 議運決定事項の報告方法について・・・資料 3
- 3 その他

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>市議会モニターとしての意見</p> <p>山陽小野田市議会が議会改革の中で、議会基本条例の制定、議会報告会等につき全国的にも数少ない市議会モニター制度を導入された事を素晴らしい取り組みと受け止めています。</p> <p>しかし、公募でモニターになってからの、この一年は委嘱状が郵送だった事にはじまり、意見を文書で出すにしても何をどれくらいの頻度で？回答は？等々の疑問が多々あり、委嘱された7人のモニター同士の顔合わせもなく、対応や運営についての未熟さを強く感じ非常に残念に思っています。</p> <p>今回、私たちモニター有志の意見も受けて設置要綱の第1条に「市民と共に歩み、」が挿入された事など前進面もありますが、今後とも継続したご尽力に期待しています。</p> <p>しかし、「市民と共に歩み、」とは程遠い現実にやや失望しながら任期終了を前にしての意見を以下、提出します。</p> <p>① 12月議会の議会報告会の実施見送りは残念</p> <p>市議会広聴特別委員会で12月定例議会の議会報告会は行わないと決められました。新人議員が多いとか、参加者が少ないことなどが理由であったようですが、報告会を重ねて実施する中で改善を図るべきであって一旦見送るという結果になった事をきわめて残念に思っています。</p> <p>定例市議会の度に6会場で実施される議会報告会は市政の重要な案件を市民に分りやすく説明するだけでなく、市民の質問や様々な意見を直接聞く機会でもあり、議員の負担はあっても得るものが多いので報告会は議会改革の一丁目一番地として頑張って頂きたいものです。</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>昨年度の市議会モニターへの委嘱については、御指摘のとおりであり反省しております。それを踏まえ、今期の市議会モニター様には、委嘱状の交付時に全員お集まりいただき、役割や活動内容等の説明をさせていただきました。</p> <p>参加していただく市民をどう増やせばいいか、議会報告会の内容をどうしていくか等、課題の洗い出しを含めた在り方を再検討するための時間をいただくため、議会報告会の開催を一旦見送らせていただきました。</p> <p>3月定例会の議会報告会から</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>②議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する期間、提言する機関</p> <p>地方公共団体を代表して提案し執行する市長に対して議会は住民を代表して地方公共団体の意思を決定する機関、提言する機関とされています。</p> <p>そのことを踏まえて見るなら津布田、下津、出合保育所の3保育所を廃止して厚狭駅南部の開発公社の所有地に統合新設するための土地購入費1億4,000万円を含む当初予算案が地元の合意形成が極めて不十分などから、予算委員会分科会や予算委員会で相当議論されたものの結果的に見直すことなく可決される見通しである事を極めて残念に思います。</p> <p>この事業については良好な子育て環境をどう作るか、人口減少が進む中でいかに中山間地のまちづくりを進めるか等、様々な角度からの検討が必要な重要な施策です。</p> <p>しかしながら、コンパクトシティや保育所の統廃合ありきの観点だけ、それどころか数年前の洪水被害や高すぎるために売れないと言われている駅前土地区画整理地区を早期に販売したいという意図が執行部にあり推し進められたと考えざるを得ない状況です。購入予定価格は、付近の売買実例と比べ数倍高いとも言われており、出合保育所の隣接地や近</p>	<p>「議会カフェ まちづくりだよ全員集合！」と称し、コーヒーなどを飲みながら、議員を交えた5～6人のグループごとに意見交換を行っています。これからも、よりよい議会報告会になるよう、議員間で協議を重ねてまいります。</p> <p>本御意見については、今後の委員会審査等の参考にさせていただきます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>辺には広大で利用されていない市有地もあるのにこのまま事業を進めることが本当に市民のための市政なのか大いに疑問です。再度の見直しが必要なのではないでしょうか。</p> <p>この事業は昨年6月議会に補正予算等で可決されていますが住民への周知が全く不十分です。</p> <p>保護者説明会と4か所での住民説明会が行われましたが該当地区で行われたのは津布田地区だけ、なぜか出合地区では行われず厚狭地区複合施設で行われた説明会は10数人の参加で出合地区民はごく少なかったそうです。</p> <p>「公立保育所再編基本計画に係る説明会のご案内」と言うチラシが班回覧されたそうですが、読んでも出合保育所の廃止とは到底理解できないため、わざわざ厚狭の複合施設までは行きませんでした。</p> <p>また、前身の幼稚園から数えれば60年以上もの歴史がある、小学校や公民館に隣接した地区の中心部の公共施設が理由も跡地利用の説明もなく廃止される事が決定されたことを多くの住民は知らないままです。</p> <p>議員は与党・野党に関係なく執行部が提案したことに対し「市民と共に歩み」の立場に立って判断をしていただきたいと切に思います。またそのことが執行部の力量を高めることにつながると確信しています。頑張ってください。</p>	

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>一年間の市議会モニターを終えての意見</p> <p>26日の議会運営委員会におきまして「モニター制度」について協議がなされました。以前の議運におきまして「本議会の会期中に新要綱を決定する」とのお話でしたが、議運内において一致せず持ち越しとなりました。</p> <p>このことにつきましては、議運の皆さんの前向きな取り組みによるものであり、闊達な議論がなされていることと受け止め、今後に期待しております。</p> <p>モニター制度については次のような課題があると思います。</p> <p>1つはモニターの意見をホームページ等に掲載する場合に、全文掲載が原則ではないかということです。紙面の都合上割愛する必要がある場合には、要約した文章について提出</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>平成30年4月24日に改正施行した市議会モニター設置要綱第3条において、モニターの職務をより明確にしました。また、第8条において、その職務に基づいた意見の取扱いを定義しました。</p> <p>なお、モニター個人からの意見は、これまで同様に受け付け、回答をするとともに、随時意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力してまいります。</p> <p>頂いた意見を協議した結果、モニター意見のホームページへ</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>者本人の了承を得ることが必要ではないでしょうか。</p> <p>併せて提出日の記載です。どの時期かではなく、何月何日に提出されたかということには意味があります。市民としてモニターとして一所懸命考えたうえで提出した意見です。丁寧な取り扱いをお願いしたい。</p> <p>2つ目はその回答についてです。委員会で具体的に協議されていない回答と言わざるを得ません。想定以上の数の意見が出てきたこともあるかと思いますが、来年度についても、現実的に対応できないままでの意見募集では折角モニターに応募し時間をかけて意見提出をしても何の意味もないように感じます。</p> <p>今後、広聴委員会が対応されるとのことですが、「議運」から「広聴」に責任が移管されるだけではないでしょうか？本当に「目的に合致した意見」全てにちゃんとした回答が出されることになるのでしょうか。</p> <p>議会報告会での市民の意見と、モニターから出る意見の取り扱いはどのように違うのでしょうか。モニターの存在意味が何であるのかということです。</p> <p>広く市民の意見を聴くことに異論はありませんが、何よりもその意見に対して明確な回答が頂けなかった時のモニターの気持ちを考えていただけませんか。この状態が今後も継続された場合、この組織が「形骸化」するか、更には「信頼されない議会」になってしまうのではないかと危惧しております。</p>	<p>の掲載については、提出日を記載し、全文掲載します。</p> <p>昨年度については、上記でも述べましたとおり、回答が遅れましたこと、おわび申し上げます。回答については、第3条の職務に規定した意見の提出を受けたものについて、きちんと対応していきます。</p> <p>モニターの存在の意味としては、第1条の設置にありますように市議会の活動及び運営に関し、市民等から意見を広く聴取し、反映させることにより、市民と共に歩み、市民からより信頼される議会となるべく意見の提出を受けるためであると考えます。この趣旨を踏まえ、議会として対応していきます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>3つ目は、どのような位置づけで「モニター制度」をつくるのかということについてです。議運の議論の中で「諮問機関」や「附属機関」ではない、というお話がありました。条例等に当てはまる制度ではないことは承知しております。</p> <p>しかし議長名で公印の委嘱状を出されている時点で公的な「附属機関」では無いにしろ、議会に「附属する機関」ではないでしょうか？ここがポイントで、附属する機関でなければ議長の正式な委嘱状がでないと解釈しておりますがいかがでしょうか？</p> <p>最後に、モニターの任期は3月31日で終了となりますが、3月5日に提出しましたNo.7の意見について取り扱われず無視をされたままで、この度の議運が終わり、何のご連絡も頂けませんでした。私なりに「前向きな意見を」と、最後まで取り組んできましたが、任期を終了するにあたりとても残念です。</p> <p>モニター制度は「市民とともに」歩むことにより、議員個々の活動だけでなく、「議会」という1つの集合体として取り組むことで個々の資質の底上げを行っていただき切磋琢磨することで「市民から信頼される議会」となる制度だと思います。この1年間色々なことを申し上げてきましたが、是非とも更に前進していくことを願っております。</p>	<p>委嘱については、設置要綱第1条のとおり市民からより信頼される議会となるべく、モニターという役割をお願いすることと理解しています。したがって、議会を代表して議長がモニターを委嘱しておりますが、「附属する機関」という解釈でなくとも委嘱状を交付することができると考えます。</p> <p>なお、附属する機関でないとしても、モニターの方々には十分な責務をお願いしていると考えています。</p> <p>こちらについては、先日、ホームページに公表をしました。回答が遅れまして申し訳ありません。</p> <p>いただいた御意見を受け、少しずつ改善をしていき、よりよい議会となるべく努力していきます。</p>

モニターからの意見	議会の考えと対応
<p>一年間の総括について</p> <p>モニターの目的は市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させることである。私自身、モニターの活動内容である、本会議等の傍聴、ネット中継の視聴、議会報告会に参加、議会だより等に対する意見の提出の中でどれだけの活動ができ、意見の提出ができたかどうか、反省している。モニターとして市民の声が反映できたかどうか、自問している。</p> <p>ただ、モニターとして少しかかわった中で感じたことは、本来の目的である「市議会の活動について市民から意見を聞き、反映させること」に対して、モニターの意見が具体的にどう反映されていくのだろうかというプロセスが理解できなかった。</p> <p>そのためにはモニターの役割を明確化し、モニターからの意見に対して議会がどう対応したかを具体的に示す必要があると感じた。</p> <p>それが本来の目的であるモニターを通しての市民の声になるのだろうと思った。</p>	<p>提出いただいた意見に対する回答が遅れましたことに、まずもっておわび申し上げます。</p> <p>平成30年4月24日に改正施行した市議会モニター設置要綱第3条において、モニターの職務をより明確にしました。また、第8条において、その職務に基づいた意見の取扱いを定義しました。</p> <p>なお、モニター個人からの意見は、これまで同様に受け付け、回答をするとともに、随時意見交換会を開催して、よりよい議会となるよう努力していきます。</p>

モニターからの意見	対応
<p>モニターとしての意見（過去の検証）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、昨年意見として出た、担当部課に聞けば済む話を何故一般質問で聞くのかについての回答は「一般質問は、執行機関を監視し適正な行政運営を確保するためにも重要な役割を持っています。このことを全議員が念頭に置き質問できるように努めてまいります」とあったが、その後の取り組みと成果について具体的な説明を求める。 2、昨年意見として出た、議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は「今後の議論の参考にさせていただきます」とあったが、その後の議論または取り組みはどのようなものがあったのか、具体的な説明を求める。 3、昨年意見として出た、全員協議会については「全員協議会の運営については、今後、議会運営委員会で検討してまいります」との回答だったがその後どのような議論でどうなったのか具体的な説明を求める。 4、昨年意見として出た、熊本市の「公務における子育て支援策」について「議会運営委員会において、今後検討してまいります」とのことだったが、どうなっているのか具体的な状況についての説明を求める。 5、ご承知のように、日本の法律においては「罪刑法定主義」が原則です。何の罪が適応されるのかが明確に示され、それに基づいて刑が決定されるということですが、当山陽小野田市議会においてはこの罪刑法定主義の基本スタンスで運営されないのでしょうか。もし、そうだとすると民主主義を脅かす「魔女狩り」のような事態も想定され看過できません。 <p>代表事例として、政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項何号に違反と認定されたのか。議長からの口頭注意、本会議場における本人の謝罪となったが「罪刑法定主義」の原則からその根拠が示されていないことは大きな疑問である。</p> <p>議会としてのスタンス及び、杉本議員の政治倫理条例違反の適用条項を明確に示さ</p>	

モニターからの意見	対応
<p>りたい。</p> <p>5、政治倫理審査会で杉本議員が条例違反と認定されたが、第何条何項に違反と認定されたのか。</p> <p>6、杉本議員は本会議場で「新たな決意」を述べたが、謝罪がなかった。山陽小野田市議会としてこれでよいと考えるのか。</p> <p>7、倫理条例違反の罰則規定についての規定がない。人によってその内容が異なることは「法の下での平等」の原則に反することになる。</p> <p>公平な議会運営のために、懲罰規定を整備する必要があると考えるがいかがか。</p>	

調査事項	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市
議会運営委員会での決定事項の報告状況	会議ではなく、書面など別の方法で行っている	会議ではなく、書面など別の方法で行っている	特に報告していない	本会議とは別の会議で行っている	会議ではなく、書面など別の方法で行っている
報告する会議の名称とその会議で報告としている理由				【会議の名称】 全員協議会 【理由】 会議規則において、全員協議会を議員間の意見の調整、連絡及び協議を行う場として位置付けているため。	
会議ではない別の方法	タブレット端末導入により、SideBooks（クラウド本棚）に議運決定事項（議運委員長名による文書）のファイルをアップロードしている。	本市議会の先例により、議会運営委員会の決定事項は、会派の所属議員数の比率に応じて選出されている議会運営委員が、各所属会派において責任をもって周知することとしている。そのうち、定例会・臨時会の会期及び日程については、「宇部市議会定例会（臨時会）の運営に関する協議決定事項」として印刷し、決定後直ちに議会事務局が会派等控室に各所属議員の人数分を配付した上で、議会運営委員が会派ごとに周知している。 なお、会派に属さない議員は、議会運営委員に選出されないため、当該委員会の決定事項は全て議会事務局から連絡することとしている。			各会派から委員を選出しており、決定事項については、委員から会派議員へ伝達している。また、議事日程についてはHPに掲載している。
その他（根拠等）	議員からの要望による。 議会運営委員会における主な協議結果は、文書により全議員に通知するものとする。 （先例171 議運決定）		決定事項について委員及び委員外議員が各会派に持ち帰り周知することとしている。 （山口市議会議会運営委員会運営規程第3条及び第5条）	（萩市議会会議規則別表（第159条関係））	（防府市議会運営基準）
備考					

議会運営委員会における決定事項の報告に係る県内各市の状況

調査事項	下松市	岩国市	光市	長門市
議会運営委員会での決定事項の報告状況	特に報告していない	特に報告していない	特に報告していない	(1) 本会議とは別の会議で行っている (2) 会議ではなく、書面など別の方法で行っている
報告する会議の名称とその会議で報告している理由				【会議の名称】 全員協議会 【理由】 議員全員が対象の協議会であり、会議規則において、全員協議会の目的の一つに議員間の意見の調整、連絡及び協議を行うことと記載されているため。
会議ではない別の方法				メール、郵送などによる資料の送付
その他（根拠等）	各会派から議会運営委員会の委員を選出しており、基本的には会派内で報告をしてもらうことになっているので、事務局からの連絡はしていない。無会派の議員は、申し合わせにより委員外議員として委員会に出席している。			
備考				

議会運営委員会における決定事項の報告に係る県内各市の状況

調査事項	柳井市	美祢市	周南市	山陽小野田市
議会運営委員会での決定事項の報告状況	会議ではなく、書面など別の方法で行っている	本会議とは別の会議で行っている	会議ではなく、書面など別の方法で行っている	本会議とは別の会議で行っている
報告する会議の名称とその会議で報告している理由		【会議の名称】 議員全員協議会 【理由】 会議規則で、議会運営に関し協議又は調整を行うための場として、会派代表者会議、議員全員協議会を設けているが、議員全員への連絡、協議調整の場としては議員全員協議会が適当であるため。		【会議の名称】 議員連絡会 【理由】 過去から、慣例で非公式の全員協議会で行っていたが、会議規則で全員協議会を公式の会議として位置付けたため、それに代わる非公式の議員連絡会で行っている。したがって、根拠となる規定はない。
会議ではない別の方法	(1) 定例会、臨時会の議事運営については、各議員宛てFAXしている。 (2) 委員から所属会派の各議員に周知する。無所属の議員については、必要に応じて事務局から周知する。		委員長名で全議員にファクス送信している	
その他（根拠等）	委員から所属会派の各議員に周知する。定例会、臨時会の議事運営についての決定事項は、事務局から各議員に通知する。無所属の議員については、必要に応じて事務局から周知する。 (議会申し合わせ事項)		会期中の委員会においては、委員から各議員に周知する。定例会、臨時会の議事運営についての決定事項は各議員に原則FAXで通知する。 (議会運営等の申し合わせ事項)	
備考	1 FAXによる連絡について 議会日程や簡潔な文章で表現可能な簡易な決定事項については、FAXにより連絡。 2 会派による周知について 会派内で意見を取りまとめ、議運での協議を経て決定された案件や議運での詳細なやり取りや会議での雰囲気等を、簡易な文章で表現しがたい案件については、会派を通じて周知。 3 会期中の追加議案について 会期中については、特に手段を講じて連絡はしていない。 4 重要な決定事項について 議員提出議案等議員に直接係る重要案件については、全員協議会を開催し、周知。		急を要する開催のときには、議運の委員の所属する会派の委員には会派で周知をする。議運委員のいない会派及び会派に属していない議員は委員外議員として議運に出席する	